資料４

八千代中学校・広野小学校適正規模の確保等地域検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　「帯広市立小中学校適正規模の確保等に関する計画（後期計画）」（令和８年３月策定）に則り、後期対象校である帯広市立八千代中学校及び帯広市立広野小学校（以下「後期対象校」という。）において、児童生徒の教育環境の充実を図るべく、適正規模の確保等に係る実施計画を策定するため、八千代中学校・広野小学校適正規模の確保等地域検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、後期対象校における適正規模の確保等の取組について、多角的な視点から検討を行い、検討結果をまとめた意見書を教育長に提出する。

（組織）

第３条　委員会は、委員 13 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

⑴　児童生徒の保護者の代表者

⑵　コミュニティ・スクール委員会の代表者

⑶　未就学児童の保護者の代表者

⑷　町内会等の代表者

⑸　学校関係者

⑹　その他教育長が特に必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、前条に基づき教育長が任命した日から第２条に基づき意見書を提出した日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

２　委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

４　この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第１項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

（情報の提供）

第７条　委員会における協議の概要等について、地域住民に対し情報を提供するものとする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育委員会学校教育部教育総務室学校地域連携課において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年５月１日から施行する。